

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年1月27日
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ロバート・モレーズ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	諏訪部 広
【電話番号】	03-6377-2842
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券に係るファン ドの名称】	エース新小型成長株オープン
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間(平成24年1月28日より平成25年1月28日まで)： 200億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

エース新小型成長株オープン

（愛称：グランドスラム・ジャパン、以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型株式投資信託の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

200億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示されます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社または委託会社までお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。

（掲載名「グラン」）

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページアドレス：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額（1万口当たり）とします。

（６）【申込単位】

一般コース：1万口以上1万口単位

自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

（７）【申込期間】

平成24年1月28日から平成25年1月28日まで

（注）上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

次の販売会社で取扱います。

エース証券株式会社

本社所在地：大阪府中央区本町2丁目6番11号

(9) 【 払込期日 】

受益権の取得申込者は、販売会社の定める期日（詳しくは、販売会社にお問合わせください。）までに取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額を追加信託の行われる日に委託会社の口座を経由して三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定するファンドにかかる口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込みます。

(1 0) 【 払込取扱場所 】

お申込金額はお申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(1 1) 【 振替機関に関する事項 】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【 その他 】

お申込みの方法

受益権取得のお申込みは、販売会社に取引口座を開設のうえ当ファンドのお申込みを行うことによって成立します。販売会社は、お申込みの成立までに、「総合取引約款」（または「累積投資約款」）および当ファンドの「目論見書」等を提示、お渡しいたします。

継続申込期間においては、取得申込に係る金額を当該販売会社に指定された日までにお支払いください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、主としてフォルティス日本小型株オープンマザーファンドへの投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式のうち小型株を主要な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドの、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型/追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

《商品分類の定義》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般/大型株/中小型株	年2回	日本	ファンド・オブ ・ファンズ
債券	年4回	北米	
一般/公債/社債	年6回	欧州	
その他債券	(隔月)	アジア	
クレジット属性	年12回	オセアニア	
不動産投信	(毎月)	中南米	
その他資産	日々	アフリカ	
(投資信託証券(株式・中小型株))	その他	中近東(中東)	
資産複合		エマージング	
資産配分固定型/資産配分変更型			

《属性区分の定義》

投資対象資産による属性区分

その他資産...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）以外の投資対象資産とし、当ファンドでは「フォルティス日本小型株オープンマザーファンド」の受益証券を主な投資対象資産とし、マザーファンドを通じて中小型株の株式を実質投資対象資産とします。

決算頻度による属性区分

年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態による属性区分

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

上記は、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

信託金の限度額

信託金の限度額は200億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

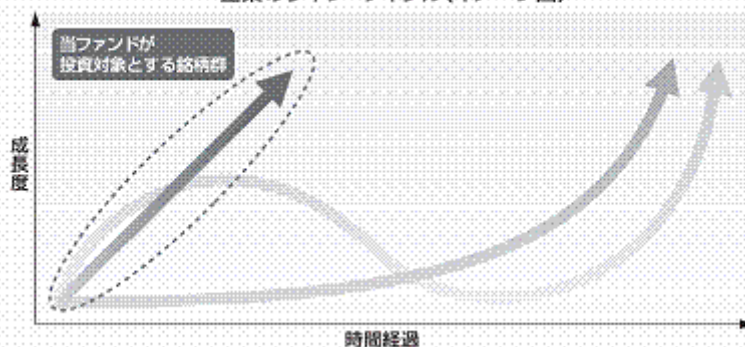
当ファンドは投資家が直接投資するには情報が比較的少なく、判断が難しいとされる一方、業績の高い伸びが株価に反映されやすい革新的な高成長企業をボトムアップ・リサーチ（個別直接面談調査）により厳選し、慎重に分散投資を行うファンドです。

- 古い常識を乗り越え次代を拓く高成長企業を厳選・分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。
- ボトムアップ・リサーチにより有望企業を厳選します。
- エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社から投資助言を受けます。

投資対象

フォルティス日本小型株オープンマザーファンド受益証券への投資を通じ、わが国の金融商品取引所上場株式の小型株の銘柄の中から、今後の成長性が高いと評価する高成長割安企業を、徹底したボトムアップ・リサーチにより厳選し分散投資します。

企業のライフ・サイクル(イメージ図)



当ファンドは新規公開・上場を機に成長を加速すると考えられる、革新的な高成長企業を投資対象とし、新規公開・上場後概ね3年未満の企業が組入れの対象となります。（左記イメージ図では公開後の企業の様々な成長過程を示しておりますが、これらの中で破線で囲んだ直線の矢印が、当ファンドの主な投資対象となります。）

※上記はイメージ図であり、将来の運用成績を保証するものではありません。

フォルティス日本小型株オープンマザーファンドの運用手法

1 ボトムアップ・リサーチ(個別直接面談調査)

ボトムアップ・リサーチを基本とし、特に、中長期成長の可能性、足元の実績、企業経営者の理念・経営方針を重視し、あわせて収益性・安全性なども含めて総合的に評価・判断します。

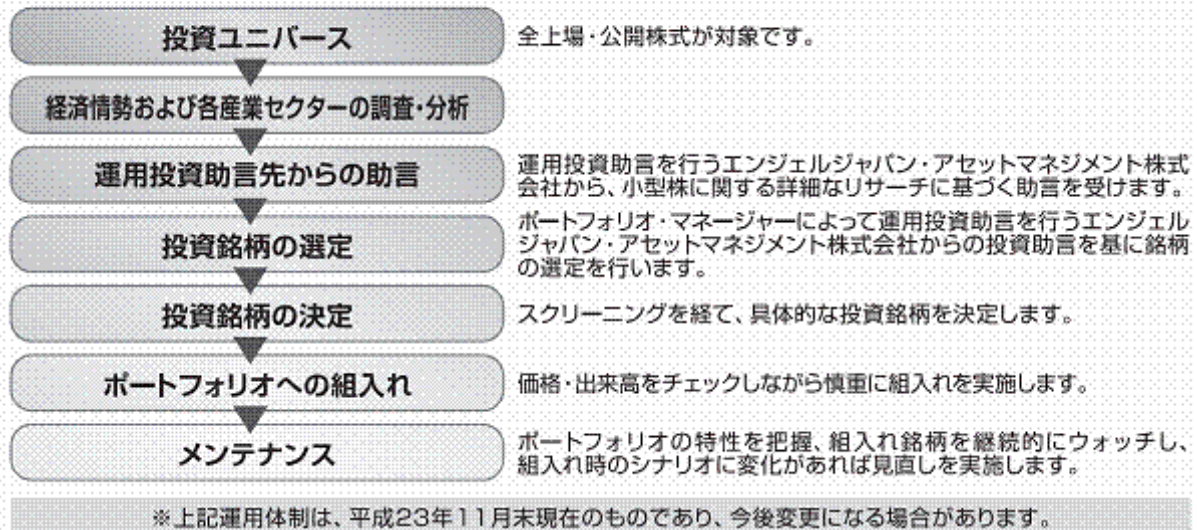
2 分散投資

「世の中何が起るかわからない」ことから、「組入比率」、「持株比率」などを丹念に管理し徹底した分散投資を行います。「銘柄の分散」、「時間の分散」という二つの分散を心掛け、個別株価や市況全体の短期的な変動も上昇力に転換し続けることを目指します。

3 情報開示

投資家向けレポートを定期的にご提供し、情報開示に努めます。

当ファンドの運用プロセス



運用投資助言を行うエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社のご紹介

エンジェルジャパン・アセットマネジメントは、「企業家精神を応援し続け、経済社会の活性化に貢献する」という明快な理念のもと、革新的な成長企業を厳選投資助言し続ける投資顧問会社です。調査・助言に当たっては、経営者への定期的な個別直接面談調査を徹底し、完全なチーム運用で行っています。

(2) 【ファンドの沿革】

平成18年1月27日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成18年2月28日 ファンドの信託契約締結、ファンドの運用開始

平成22年7月 1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名:BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

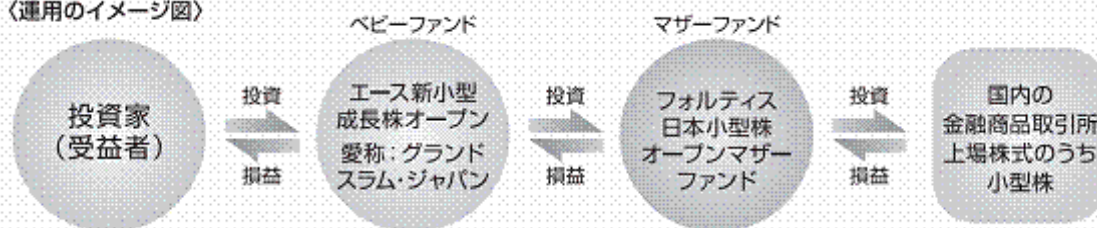
(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み

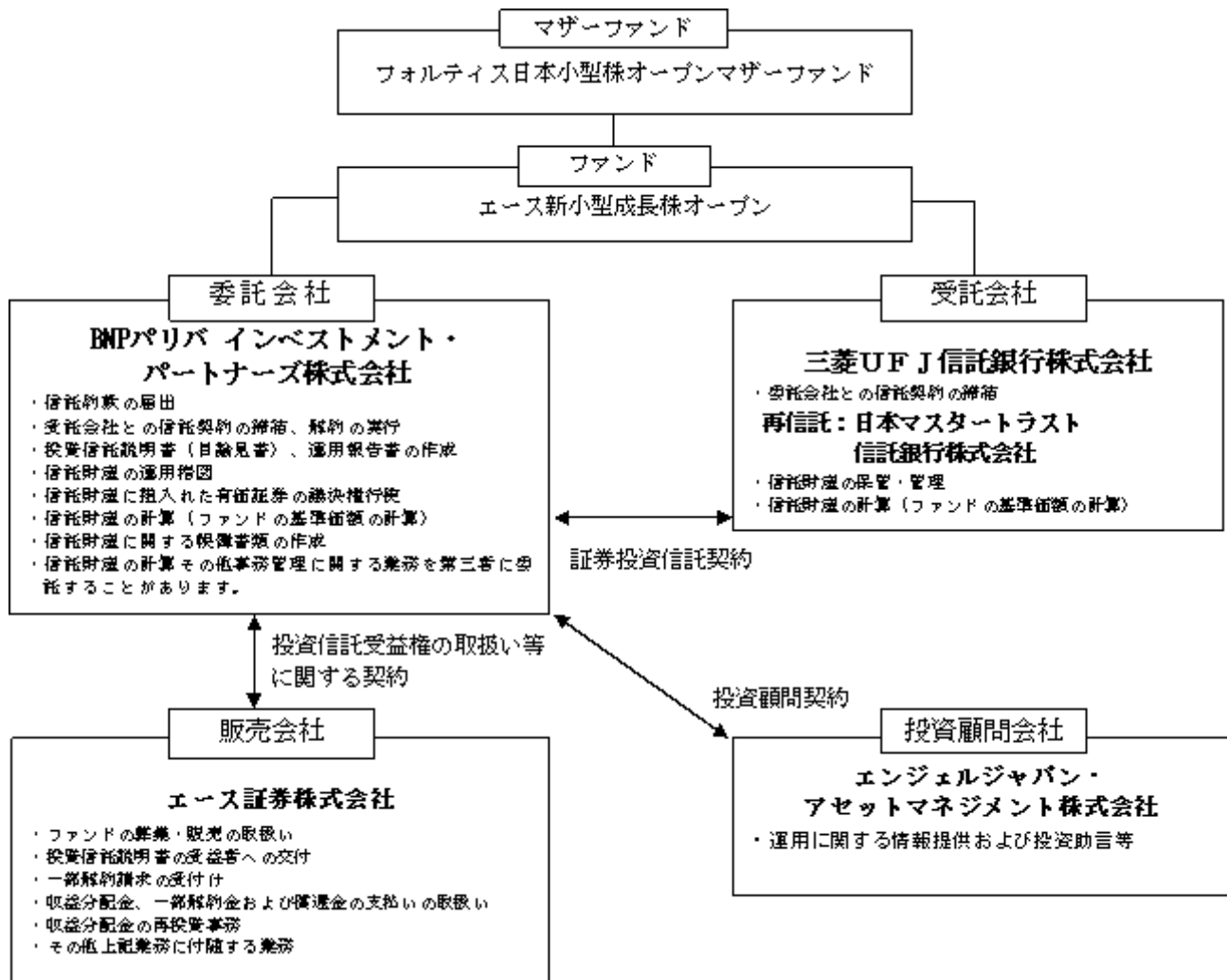
当ファンドはファミリーファンド方式による運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆さまが投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みをいいます。

〈運用のイメージ図〉



b. ファンドの関係法人



ファンドの関係法人

名称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・ パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三菱UFJ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》 エース証券株式会社	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。
《投資顧問会社》 エンジェルジャパン・ アセットマネジメント株式会社	運用に関する情報提供および投資助言等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

< 証券投資信託契約 >

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

< 投資顧問契約 >

委託会社と投資顧問会社との間では、投資顧問契約を締結しております。契約期間は、1年毎の更新となっており、委託会社、投資顧問会社双方から期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取扱いについても同様です。

< 投資信託受益権の取扱い等に関する契約 >

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配

金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

c. 委託会社等の概況（平成23年11月末現在）

資本金の額	4億5,000万円
沿革	平成10年11月9日 会社設立
	平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得
	平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録
	平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得
	平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
	平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
	平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併
	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国 パリ 75009 ブルヴァーオスマン1	9,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、わが国の金融商品取引所上場株式のうち小型株を主要な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

b. 投資態度

< エース新小型成長株オープンの投資態度 >

フォルティス日本小型株オープンマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の組入比率は高位を保つことを原則とします。ただし、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。また、市況動向によっては有価証券への直接投資を行うこともあります。

株式以外の資産への実質投資割合（親投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として信託財産の総額の30%以下とします。

マザーファンドの運用に関してはエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

< フォルティス日本小型株オープンマザーファンドの投資態度 >

企業業績、株価ともに今後の成長性に注目し、潜在成長力が高いと見込まれる革新的な高成長企業の株式を厳選して分散投資します。

組入銘柄の選定にあたっては企業訪問によるボトムアップ・リサーチを基本とし、（イ）中長期高成長戦略の有無、妥当性、（ロ）短期的業績の信頼性、（ハ）企業経営者の理念、志、（ニ）財務面の裏付けなどを中心に成長性、収益性、安全性、革新性、株価水準を総合的に評価判断します。

株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の総額の30%以下とします。

なお、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

主としてBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「フォルティス日本小型株オープンマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号に定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号に定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第2条第1項第7号に定めるものをいいます。)
9. 特定目的別会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号に定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号に定めるものをいい、外国証券投資信託の受益証券を除きます。)
13. 投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいいます。)
14. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号に定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
15. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号に定めるもので本邦通貨建のものとしします。)
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書、第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第15号の証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号の証券および第13号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

上記 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図はしません。

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。))としします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。)
3. 金銭債権(第1号、次号に掲げるものに該当するものを除きます。)
4. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

(3) 【運用体制】

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

意思決定プロセス

運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

投資助言先である、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社から、ボトムアップ・リサーチによる個別企業の調査・分析情報及び運用戦略情報に基づいた助言を受けます。

ポートフォリオマネージャーは、上記調査・分析結果及び投資助言先であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社からの投資助言を参考にして、運用戦略に沿った投資計画を作成し、銘柄のスクリーニングを経て、実際の投資を行います。

運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックはパフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会で行われます。法務・コンプライアンス部門による投資行動のチェック及び組入れ銘柄を継続的に注視します。組入れ時のシナリオに変化があれば見直しを実施すべく運用部門に注意喚起を行います。運用部門はこれを受け、組入れ銘柄の見直しを実施します。運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

委託会社の運用体制

運用部門(6名程度)

マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

パフォーマンス評価及び投資運用委員会（8名程度）

原則として月1回および随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

内部管理委員会（7名程度）

原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（6名程度）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視および定期的な確認、法令およびコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

運用体制等は平成23年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

BNPパリバグループの概要（平成23年11月末現在）**BNPパリバグループ**

BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界80を超える国と地域において200,000人以上の従業員を擁します。コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要業務分野を核に事業展開し、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパでは全業務を展開しており、なかでもフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。欧州-地中海沿岸全域において総合的な金融業務を展開するとともに、米国においても強大な拠点網を有します。欧州で既に確固とした地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、アジアにおいても着実かつ急拡大を続けています。

日本国内においても約800名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。

800人を超える各資産クラス向けのサービスに精通した運用担当者が世界中の60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備および運用状況についての報告書を受け取っております。

(4) 【分配方針】**A 収益分配方針**

年2回決算を行い、毎決算毎に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

B 収益の分配の計理

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）（5%）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

C 収益分配金の交付

毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金を支払います。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

A 信託約款に基づく主要な投資制限

< 当ファンドの信託約款での主な投資制限 >

マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資は取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への投資は行いません。

< マザーファンドの信託約款での主な投資制限 >

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建て資産への投資は行いません。

B 信託約款に基づくその他の投資制限

< 同一銘柄の株式等への投資制限 >

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図はしません。

< 同一銘柄の転換社債等への投資制限 >

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

< 信用取引の指図範囲 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、

前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うこととします。

< 先物取引等の運用指図 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。（以下同じ）

委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

< スワップ取引の運用指図・目的・範囲 >

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取

引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

< 金利先渡取引の運用指図 >

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決算日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

< 有価証券の貸付の指図および範囲 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

< 資金の借入れ >

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

C 法令により制限される取引等

当ファンドに適用される投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）等関連法令上により、後記に掲げる取引は、制限されます。

デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドは、フォルティス日本小型株オープンマザーファンドの受益証券を通じて実質的に株式などの値動きのある有価証券に投資するため、組入れ証券の価格の変動に伴うリスクがありますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

A ファンドのもつリスクの特性

当ファンドの投資対象には、新興企業の株式が多く含まれます。一般に新興企業の株式は、発行済株式価総額及び取引される株式数が少なく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。こうした株式への投資はボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、概ね価格変動は大きくなる傾向があります。主なリスクの分類につきましては、以下の通りです。

価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢などの影響を受けて大きく変動します。また個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

流動性リスク

組入れられている株式の市場規模や取引量が少ないために、売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価値が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクが高いものになると想定されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

当ファンドのお申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

ファミリーファンド方式に関わる留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、政変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

< 投資信託についての一般的な留意事項 >

市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。

投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

< 法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点 >

当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

B 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門においてモニタリングを行います。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。一方、法務・コンプライアンス及びリスク管理部門においては法令・諸規則及び運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的チェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	CEO、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限 / 責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、CEO、インベストメント・リスク管理部の代表者、業務部門の代表者、運用部門の代表者、監査役
所管業務	業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限 / 責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

上記の内容は平成23年11月末現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額（1万口当たり）とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料

解約手数料はありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に対して0.5%を乗じて得た金額とします。

(3) 【信託報酬等】

信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.26%（税抜 1.20%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（年率）	委託会社	年率0.3675%（税抜 0.35%）
	販売会社	年率0.7875%（税抜 0.75%）
	受託会社	年率0.105%（税抜 0.10%）

前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

上記 項の信託報酬に対する消費税等相当額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

委託会社は上記 項の基本報酬に加えて、運用実績が一定の水準以上に達したとき、次の項に掲げる基準および計算式で算出された金額を、委託会社の信託報酬のうち実績報酬として信託財産より収受します。

実績報酬の基準

委託会社は、決算日前日における基準価額が、過去の決算日における最も高い基準価額を超えた部分について、同差額の21%（税抜 20%）を実績報酬として受領します。

実績報酬は、次の計算式を用いて算出した額とします。

[実績報酬算出日の前営業日の基準価額 - 過去の決算日における最も高い基準価額]

× 受益権総口数 × 21%（税込）

上記の実績報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含む）信託財産中から支弁します。また、信託報酬に係る消費税等相当額が、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も間接的に負担します。

信託事務の諸費用

- ・ 信託財産に関する租税
- ・ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用
- ・ 有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書、運用報告書等の法定書類等の作成及び印刷費用

・信託事務の処理に要する諸費用

委託会社は、前記の信託財産の財務諸表の監査に要する費用及び法定書類等の費用をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額に対して年率0.105%（税抜 0.10%）を上限とする額を、かかる費用の合計額とみなし、実際または予想される金額を上限として、信託財産より受領することができます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。かかる諸費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁されます。

売買・保管等に要する費用

- ・ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等
- ・先物・オプション取引に要する費用
- ・その他の金融商品取引に要する費用

資金の借入れ

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等

その他

- ・受託会社の立て替えた立替金の利息
- ・当該各費用に係る消費税等相当額

その他の手数料等のうち料率・上限率等を表示していないものについては、定時または随時に見直されるものや運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限等を表示することができません。

上記（１）から（４）までの手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成23年11月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

収益分配金について

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
収益分配金（普通分配金）に対し、源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）が源泉徴収されます。	収益分配金（普通分配金）に対し、20%（所得税15%、地方税5%）が源泉徴収されます。

* 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行うことができます。

* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）の申告分離課税が適用されます。	解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

- * 一部解約金および償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限り、）と損益通算を行うことができます。
- * 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。
- 当ファンドは、配当控除の適用が可能です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金について

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
収益分配金（普通分配金）に対し、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。	収益分配金（普通分配金）に対し、15%（所得税）が源泉徴収されます。

一部解約金、償還金について

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
解約価額または償還価額の個別元本超過額に対し、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。	解約価額または償還価額の個別元本超過額に対し、15%（所得税）が源泉徴収されます。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。
当ファンドは、益金不算入制度の適用が可能です。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

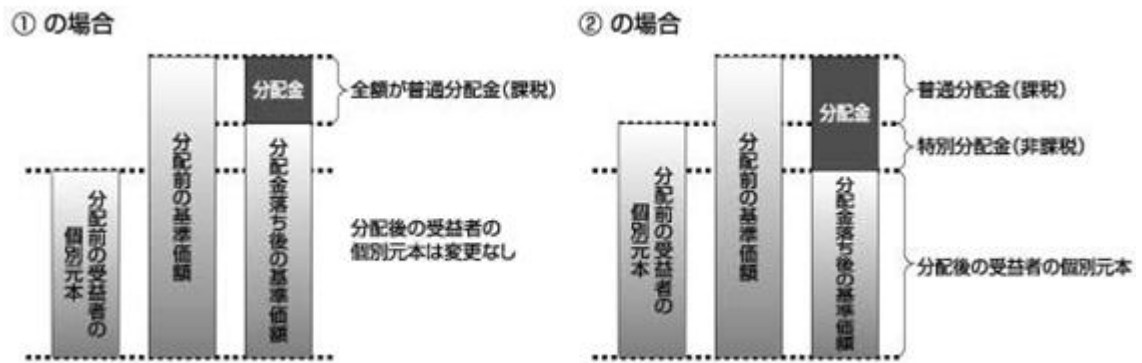
< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金に関するイメージ図



買取につきましては、販売会社にお問合わせください。

詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成23年11月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	852,012,223	100.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,069,595	0.13
合計（純資産総額）		850,942,628	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(参考情報：フォルティス日本小型株オープンマザーファンドの投資状況)

平成23年11月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,109,595,750	96.69
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		37,972,527	3.31
合計（純資産総額）		1,147,568,277	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(評価額上位銘柄)

平成23年11月末現在

国/地域	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	フォルティス日本小型株 オープンマザーファンド	2,994,770,557	0.3082 922,988,286	0.2845 852,012,223	100.13

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(種類別の投資比率)

平成23年11月末現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	100.13

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他の投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報：フォルティス日本小型株オープンマザーファンドの投資資産)

投資有価証券の主要銘柄

(評価額上位30銘柄)

平成23年11月末現在

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量(株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	Monotaro	小売業	58,000	805.00 46,690,000	775 44,950,000	3.92
2	日本	株式	日本M&Aセンター	サービス業	105	434,000.00 45,570,000	422,500 44,362,500	3.87
3	日本	株式	デジタルハーツ	情報・通信業	287	142,200.00 40,811,400	151,900 43,595,300	3.80
4	日本	株式	クックパッド	サービス業	24,700	1,756.00 43,373,200	1,745 43,101,500	3.76
5	日本	株式	シップヘルスケアホールディングス	卸売業	23,000	1,909.00 43,907,000	1,806 41,538,000	3.62
6	日本	株式	グリー	情報・通信業	16,300	2,484.00 40,489,200	2,546 41,499,800	3.62
7	日本	株式	エス・エム・エス	サービス業	510	76,200.00 38,862,000	81,300 41,463,000	3.61
8	日本	株式	スタートトゥデイ	小売業	28,000	1,638.91 45,889,505	1,450 40,600,000	3.54
9	日本	株式	GCAサヴィアングループ	サービス業	460	99,500.00 45,770,000	83,900 38,594,000	3.36
10	日本	株式	ダイセキ環境ソリューション	建設業	241	181,900.00 43,837,900	157,600 37,981,600	3.31
11	日本	株式	アサックス	その他金融業	412	99,900.00 41,158,800	89,700 36,956,400	3.22
12	日本	株式	大研医器	精密機器	46,000	839.00 38,594,000	758 34,868,000	3.04
13	日本	株式	第一精工	電気機器	15,000	2,154.00 32,310,000	2,279 34,185,000	2.98
14	日本	株式	タケエイ	サービス業	26,400	1,481.00 39,098,400	1,200 31,680,000	2.76
15	日本	株式	フルヤ金属	その他製品	10,500	3,275.00 34,387,500	3,000 31,500,000	2.74
16	日本	株式	アニコムホールディングス	保険業	60,000	600.00 36,000,000	515 30,900,000	2.69
17	日本	株式	FCM	非鉄金属	16,700	1,870.00 31,229,000	1,775 29,642,500	2.58
18	日本	株式	ダイト	医薬品	26,500	1,290.00 34,185,000	1,092 28,938,000	2.52
19	日本	株式	イー・ギャランティ	その他金融業	34,000	1,026.00 34,884,000	805 27,370,000	2.39
20	日本	株式	カービュー	サービス業	290	111,000.00 32,190,000	93,500 27,115,000	2.36
21	日本	株式	ボルテージ	情報・通信業	24,000	1,218.00 29,232,000	941 22,584,000	1.97

22	日本	株式	内外トランスライン	倉庫・運輸関連業	13,000	1,709.00 22,217,000	1,560 20,280,000	1.77
23	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート	情報・通信業	108	183,500.00 19,818,000	180,000 19,440,000	1.69
24	日本	株式	エヌ・ピー・シー	機械	35,000	678.00 23,730,000	533 18,655,000	1.63
25	日本	株式	プライムワークス	情報・通信業	258	76,600.00 19,762,800	69,800 18,008,400	1.57
26	日本	株式	eBASE	情報・通信業	83	200,000.00 16,600,000	210,000 17,430,000	1.52
27	日本	株式	エスアールジータカミヤ	サービス業	44,100	424.00 18,698,400	392 17,287,200	1.51
28	日本	株式	ソケット	情報・通信業	12,600	1,380.00 17,388,000	1,350 17,010,000	1.48
29	日本	株式	野村マイクロ・サイエンス	機械	32,700	505.00 16,513,500	510 16,677,000	1.45
30	日本	株式	プロシップ	情報・通信業	12,600	1,397.00 17,602,200	1,306 16,455,600	1.43

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(業種別の投資比率)

平成23年11月末現在

種類	国/地域	業種	投資比率(%)
株式	日本	情報・通信業	24.64
		サービス業	22.54
		小売業	9.25
		その他金融業	5.61
		卸売業	4.94
		機械	4.30
		その他製品	4.30
		精密機器	3.88
		電気機器	3.68
		建設業	3.31
		保険業	2.69
		非鉄金属	2.58
		医薬品	2.52
		倉庫・運輸関連業	1.77
		金属製品	0.52
化学	0.15		
合計			96.69

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他の投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年11月末から平成23年11月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成18年10月30日）	7,618	7,618	7,778	7,778
第2期	（平成19年5月1日）	4,940	4,940	6,372	6,372
第3期	（平成19年10月29日）	4,071	4,071	5,724	5,724
第4期	（平成20年4月28日）	2,385	2,385	3,699	3,699
第5期	（平成20年10月28日）	1,172	1,172	2,045	2,045
第6期	（平成21年4月28日）	1,221	1,221	2,304	2,304
第7期	（平成21年10月28日）	1,574	1,574	3,238	3,238
第8期	（平成22年4月28日）	1,381	1,381	3,104	3,104
第9期	（平成22年10月28日）	1,027	1,027	2,516	2,516
第10期	（平成23年4月28日）	1,227	1,227	3,356	3,356
第11期	（平成23年10月28日）	928	928	3,050	3,050
	平成22年11月末日	1,055	-	2,614	-
	平成22年12月末日	1,106	-	2,837	-
	平成23年1月末日	1,158	-	2,990	-
	平成23年2月末日	1,271	-	3,338	-
	平成23年3月末日	1,195	-	3,209	-
	平成23年4月末日	1,227	-	3,356	-
	平成23年5月末日	1,183	-	3,331	-
	平成23年6月末日	1,133	-	3,314	-
	平成23年7月末日	1,134	-	3,364	-
	平成23年8月末日	1,050	-	3,263	-
	平成23年9月末日	958	-	3,051	-
	平成23年10月末日	932	-	3,070	-
	平成23年11月末日	850	-	2,812	-

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期末	-
第2期計算期末	-
第3期計算期末	-
第4期計算期末	-
第5期計算期末	-
第6期計算期末	-
第7期計算期末	-
第8期計算期末	-
第9期計算期末	-
第10期計算期末	-
第11期計算期末	-

【収益率の推移】

		収益率（％）
第1期	（平成18年10月30日）	22.2
第2期	（平成19年5月1日）	18.1
第3期	（平成19年10月29日）	10.2
第4期	（平成20年4月28日）	35.4
第5期	（平成20年10月28日）	44.7
第6期	（平成21年4月28日）	12.7
第7期	（平成21年10月28日）	40.5
第8期	（平成22年4月28日）	4.1
第9期	（平成22年10月28日）	18.9
第10期	（平成23年4月28日）	33.4
第11期	（平成23年10月28日）	9.1

(注)各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配基準価額を控除した額を前期末日分配基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日(平成18年2月28日)から第11期末(平成23年10月28日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	10,068,107,221	273,300,914
第2期	225,717,364	2,267,386,143
第3期	254,270,808	893,863,285
第4期	44,852,885	710,145,806
第5期	3,073,319	716,721,330
第6期	1,637,687	433,352,921
第7期	7,365,431	448,559,197
第8期	351,521	410,086,179
第9期	157,981	368,737,179
第10期	-	426,404,412
第11期	-	614,444,560

<参考情報> 運用実績(2011年11月30日現在)

基準価額・純資産の推移



基準価額	2,812円
純資産総額	850百万円

※基準価額は1万口当たり

分配の推移

2009年 10月	0円
2010年 4月	0円
2010年 10月	0円
2011年 4月	0円
2011年 10月	0円
設定来累計	0円

※1万口当たり(税引前)

主要な資産の状況

《投資状況(エース新小型成長株オープン)》

資産の種類	国名	純資産比率(%)
フォルティス日本小型株オープンマザーファンド受益証券	日本	100.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.13
合計		100.00

《投資状況(フォルティス日本小型株オープンマザーファンド)》

資産の種類	国名	純資産比率(%)
株式	日本	96.69
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.31
合計		100.00

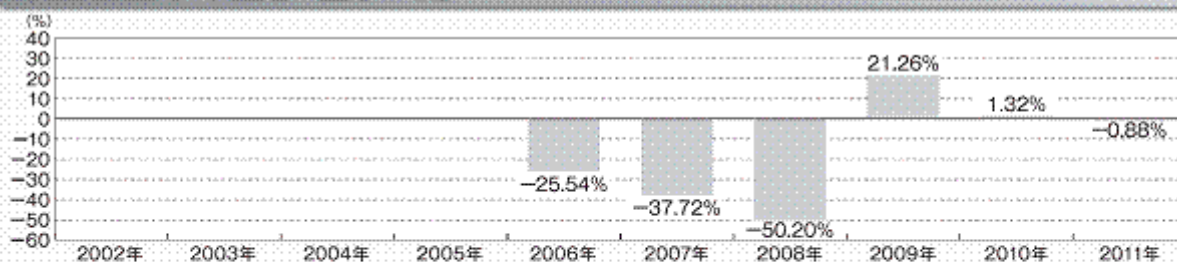
《組入上位10銘柄(フォルティス日本小型株オープンマザーファンド)》

順位	種類	国/地域	銘柄名	業種	純資産比率(%)
1	株式	日本	MonotaRO	小売業	3.92
2			日本M&Aセンター	サービス業	3.87
3			デジタルハーツ	情報・通信業	3.80
4			クックパッド	サービス業	3.76
5			シップヘルスケアホールディングス	卸売業	3.62
6			グリー	情報・通信業	3.62
7			エス・エム・エス	サービス業	3.61
8			スタートトゥデイ	小売業	3.54
9			GCAサヴィアングループ	サービス業	3.36
10			ダイセキ環境ソリューション	建設業	3.31

※当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

※純資産比率とは、ファンドの純資産総額に対する比率をいいます。

年間収益率の推移(周年ベース)



※設定日以降の収益率を表示しております。2006年は設定日(2006年2月28日)から年末までの収益率、2011年は年初から11月末までの収益率です。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
運用実績は別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

当ファンドの取得の申込みは、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該受付時間を過ぎての申込みは、翌営業日の受付とさせていただきます。

<お申込単位>

一般コース：1万口以上1万口単位

自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する際のお買付単位は1口単位となり無手数料の取扱いとなります。詳細は、販売会社窓口にてお尋ねください。

ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

<換金単位>

一般コース：1万口単位

自動けいぞく投資コース：1口単位

委託会社は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、上記 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約の申込の受付時間は午後3時までとします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

A 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株式、上場投資信託：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

(a) 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)

(b) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

(c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

B 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。

(掲載名「گران」)

《委託会社へのお問い合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページアドレス：<http://www.bnpparibas-ip/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は無期限とします。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年4月29日から10月28日および10月29日から翌年4月28日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5) 【その他】

() ファンドの償還条件

信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、前項の事項について、あらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 項の信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記 項から 項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記() 信託約款の変更にしたがいます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、この信託は、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記() 上記 項に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

() 償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還

をすること引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。

受益者が、支払開始日から10年間その支払いの請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

() 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、200億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

() 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 項の信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

() 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(VI) 運用報告書

委託会社は、毎期決算後および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資家に対して開示されることがあります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

分配金、償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(注) ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、委託会社は販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

投資信託約款の重大な内容の変更、信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「3 資産管理等の概要（5）その他（ ）ファンドの償還条件」に規定する信託の解約または「（ ）信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、その変更内

容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることはできません。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申立てることのできる期間が1ヶ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

異議申立てを行った受益者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。買取請求の内容および手続きに関する事項は、前記「3 資産管理等の概要 (5) その他 () ファンドの償還条件」または「() 信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（平成23年4月29日から平成23年10月28日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
【エース新小型成長株オープン】
（1）【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (平成23年4月28日現在)	第11期 (平成23年10月28日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,227,138,829	935,743,517
未収入金	7,785,513	1,810,000
流動資産合計	1,234,924,342	937,553,517
資産合計	1,234,924,342	937,553,517
負債の部		
流動負債		
未払解約金	33,330	2,112,700
未払受託者報酬	598,898	571,472
未払委託者報酬	6,587,837	6,286,141
その他未払費用	598,778	571,356
流動負債合計	7,818,843	9,541,669
負債合計	7,818,843	9,541,669
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 3,656,976,851	1, 2 3,042,532,291
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3 2,429,871,352	3 2,114,520,443
（分配準備積立金）	45,174	154,175
元本等合計	1,227,105,499	928,011,848
純資産合計	1,227,105,499	928,011,848
負債純資産合計	1,234,924,342	937,553,517

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期	第11期
	自 平成22年10月29日 至 平成23年 4 月28日	自 平成23年 4 月29日 至 平成23年10月28日
営業収益		
有価証券売買等損益	333,219,491	92,930,507
営業収益合計	333,219,491	92,930,507
営業費用		
受託者報酬	598,898	571,472
委託者報酬	6,587,837	6,286,141
その他費用	598,778	571,356
営業費用合計	7,785,513	7,428,969
営業利益又は営業損失（ ）	325,433,978	100,359,476
経常利益又は経常損失（ ）	325,433,978	100,359,476
当期純利益又は当期純損失（ ）	325,433,978	100,359,476
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	18,576,769	7,321,568
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,055,855,836	2,429,871,352
剰余金増加額又は欠損金減少額	319,127,275	408,388,817
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	319,127,275	408,388,817
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1	1
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,429,871,352	2,114,520,443

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（追加情報）

当期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

第10期 (平成23年4月28日現在)	第11期 (平成23年10月28日現在)
1 期首元本額 4,083,381,263円 期中追加設定元本額 - 円 期中解約元本額 426,404,412円	1 期首元本額 3,656,976,851円 期中追加設定元本額 - 円 期中解約元本額 614,444,560円
2 計算期間末における受益権の総数 3,656,976,851口	2 計算期間末における受益権の総数 3,042,532,291口
3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、2,429,871,352円であります。	3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、2,114,520,443円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期 自 平成22年10月29日 至 平成23年4月28日	第11期 自 平成23年4月29日 至 平成23年10月28日
1 分配金の計算過程 (自 平成22年10月29日 至 平成23年4月28日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(45,174円)より分配対象収益は45,174円(1万口当たり0.12円)ですが、当期は分配を行っておりません。	1 分配金の計算過程 (自 平成23年4月29日 至 平成23年10月28日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(154,175円)より分配対象収益は154,175円(1万口当たり0.50円)ですが、当期は分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが親投資信託受益証券を通じて実質的に保有する金融商品の種類は、有価証券（株式）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、信用リスク、価格変動リスク等の市場リスク、流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第10期 （平成23年4月28日現在）	第11期 （平成23年10月28日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 (3)上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 (3)上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第10期 （平成23年4月28日現在）	第11期 （平成23年10月28日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券	311,885,640 円	86,834,085 円
合計	311,885,640 円	86,834,085 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第10期 （平成23年4月28日現在）		第11期 （平成23年10月28日現在）	
1口当たり純資産額	0.3356 円	1口当たり純資産額	0.3050 円
（1万口当たり純資産額	3,356 円）	（1万口当たり純資産額	3,050 円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	フォルティス日本小型株オープンマザーファンド	3,036,156,774	935,743,517	
合計		3,036,156,774	935,743,517	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「フォルティス日本小型株オープンマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フォルティス日本小型株オープンマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	(平成23年4月28日現在)	(平成23年10月28日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		41,719,770	21,069,682
株式		1,589,660,800	1,228,419,800
未収入金		-	4,502,872
未収配当金		12,335,900	3,132,200
未収利息		57	28
流動資産合計		1,643,716,527	1,257,124,582
資産合計		1,643,716,527	1,257,124,582
負債の部			
流動負債			
未払金		250,367	1,657,604
未払解約金		10,813,907	1,810,000
流動負債合計		11,064,274	3,467,604
負債合計		11,064,274	3,467,604
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	4,847,388,570	4,068,026,801
剰余金			
剰余金又は欠損金 ()	3	3,214,736,317	2,814,369,823
元本等合計		1,632,652,253	1,253,656,978
純資産合計		1,632,652,253	1,253,656,978
負債純資産合計		1,643,716,527	1,257,124,582

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	--

(追加情報)

本報告書における開示対象ファンドの期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

（平成23年4月28日現在）		（平成23年10月28日現在）	
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	5,204,445,513円	1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,847,388,570円
同期中における追加設定元本額	355,783,218円	同期中における追加設定元本額	95,937,579円
同期中における解約元本額	712,840,161円	同期中における解約元本額	875,299,348円
同期末における元本の内訳		同期末における元本の内訳	
フォルティス日本小型株オープン	1,203,864,730円	フォルティス日本小型株オープン	1,031,870,027円
エース新小型成長株オープン	3,643,523,840円	エース新小型成長株オープン	3,036,156,774円
	4,847,388,570円		4,068,026,801円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末における受益権の総数	4,847,388,570口	2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末における受益権の総数	4,068,026,801口
3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、3,214,736,317円であります。		3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、2,814,369,823円であります。	

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（株式）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、信用リスク、価格変動リスク等の市場リスク、流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。

金融商品の時価等に関する事項

区分	（平成23年4月28日現在）	（平成23年10月28日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 (3) 上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成23年4月28日現在）	（平成23年10月28日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	370,453,791 円	187,464,672 円
合計	370,453,791 円	187,464,672 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	（平成23年4月28日現在）	（平成23年10月28日現在）
1口当たり純資産額	0.3368 円	1口当たり純資産額 0.3082円
（1万口当たり純資産額	3,368円）	（1万口当たり純資産額 3,082円）

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
ダイセキ環境ソリューション	241	181,900	43,837,900	
日本M&Aセンター	105	434,000	45,570,000	
タケエイ	26,400	1,481	39,098,400	
カービュー	290	111,000	32,190,000	
GCAサヴィアングループ	460	99,500	45,770,000	
エス・エム・エス	510	76,200	38,862,000	
リニカル	60,700	259	15,721,300	
クックパッド	25,000	1,756	43,900,000	
エスアールジータカミヤ	44,100	424	18,698,400	
夢の街創造委員会	318	40,000	12,720,000	
MonotaRO	61,000	805	49,105,000	
ディーブイエックス	14,000	1,050	14,700,000	
スタートトゥデイ	27,000	1,649	44,523,000	
トレジャー・ファクトリー	17,000	583	9,911,000	
トータル・メディカルサービス	8,700	1,280	11,136,000	
シップヘルスケアホールディングス	26,000	1,909	49,634,000	
菊池製作所	2,500	1,020	2,550,000	
デジタルハーツ	335	142,200	47,637,000	
プライムワークス	258	76,600	19,762,800	
クロス・マーケティング	11,200	1,017	11,390,400	
グリー	20,300	2,484	50,425,200	
ソケッツ	12,600	1,380	17,388,000	
ボルテージ	24,000	1,218	29,232,000	
日本メディカルネットコミュニケーションズ	17,000	441	7,497,000	
駅探	17,200	768	13,209,600	
デジタルメディアプロフェッショナル	6,000	1,436	8,616,000	
ヒト・コミュニケーションズ	5,500	2,672	14,696,000	
ブレインパッド	2,000	4,130	8,260,000	
KLab	2,700	5,390	14,553,000	
プロシップ	12,600	1,397	17,602,200	
セルシス	95	57,800	5,491,000	
eBASE	83	200,000	16,600,000	
エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート	108	183,500	19,818,000	
ダイト	26,500	1,290	34,185,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	3,000	2,097	6,291,000	
FCM	16,700	1,870	31,229,000	
太陽工機	26,800	561	15,034,800	
野村マイクロ・サイエンス	34,000	505	17,170,000	
エヌ・ピー・シー	35,000	678	23,730,000	
SEMITEC	7,700	1,648	12,689,600	

第一精工	15,000	2,154	32,310,000	
大研医器	46,000	839	38,594,000	
スリー・ディー・マトリックス	4,200	2,040	8,568,000	
トランザクション	9,600	740	7,104,000	
SHO - B I	26,000	487	12,662,000	
フルヤ金属	10,500	3,275	34,387,500	
アニコム ホールディングス	60,000	600	36,000,000	
イー・ギャランティ	34,000	1,026	34,884,000	
アサックス	413	99,900	41,258,700	
内外トランスライン	13,000	1,709	22,217,000	
合計	814,716	-	1,228,419,800	

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】 平成23年11月30日

資産総額	853,118,073	円
負債総額	2,175,445	円
純資産総額（ - ）	850,942,628	円
発行済数量	3,026,011,974	口
1口当たり純資産額（ / ）	0.2812	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成23年11月末現在）

資本金 4億5,000万円
発行株式総数 50,000株
発行済株式総数 9,000株
株式 記名式・額面 100,000円

（最近5年間における資本金の額の増減）

平成21年6月30日に4億5,000万円の増資

平成22年2月5日に4億5,000万円の減資

b. 委託会社等の機構（平成23年11月末現在）

- (1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、しない時もしくは議長となろうとし、しない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

運用部門が独自に行う調査およびBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢および個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式および債券市場・為替市場等）の分析を行います。

運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバックおよび担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っていません。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っていません。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成23年11月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	67	2,135
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	29	620
単位型公社債投資信託	27	540
合計	123	3,296

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第13期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第13期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。また、第14期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第12期 (平成22年3月31日現在)		第13期 (平成23年3月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	* 2		650,883		1,097,456
前払費用			21,476		40,611
未収委託者報酬			630,040		1,068,576
未収運用受託報酬			79,709		269,440
未収投資助言報酬			68,017		66,031
未収収益			16,185		1,011,320
未収入金			8,019		9,158
立替金			-		16,666
未収消費税等			-		2,550
貸倒引当金			-		18,954
流動資産計			1,474,334		3,562,858
固定資産					
有形固定資産			96,126		121,782
建物	* 1	93,220		118,534	
器具備品	* 1	2,905		3,248	
無形固定資産			2,288		257,758
ソフトウェア		1,163		2,752	
のれん		-		252,714	
その他		1,124		2,291	
投資その他の資産			157,154		379,872
長期差入保証金		151,154		372,871	
その他		6,000		7,000	
固定資産計			255,568		759,412
資産合計			1,729,903		4,322,270

期別		第12期 (平成22年3月31日現在)		第13期 (平成23年3月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			78,131		179,435
未払金			544,232		1,021,798
未払手数料		313,366		675,141	
未払委託調査費		196,124		313,612	
その他未払金		34,742		33,045	
未払費用			57,143		723,575
未払法人税等			3,895		15,855
賞与引当金			41,815		90,353
役員賞与引当金			5,179		11,222
関係会社借入金	* 2		-		300,000
流動負債計			730,397		2,342,235
固定負債					
退職給付引当金			347,596		482,224
役員退職慰労引当金			10,050		-
預り敷金保証金			-		223,121
固定負債計			357,646		705,345
負債合計			1,088,043		3,047,579
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			457,777		1,915,644
資本準備金		7,777		7,777	
その他資本剰余金		450,000		1,907,867	
利益剰余金			265,918		1,090,952
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		341,418		1,166,452	
株主資本合計			641,859		1,274,691
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			-		0
評価・換算差額等合計			-		0
純資産合計			641,859		1,274,691
負債・純資産合計			1,729,903		4,322,270

(2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	第12期 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日		第13期 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日	
		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			2,287,627		3,804,714
運用受託報酬			228,150		644,089
投資助言報酬			214,404		164,216
その他営業収益			63,660		1,172,399
営業収益計			2,793,843		5,785,419
営業費用					
支払手数料			1,058,102		2,057,927
広告宣伝費			7,306		26,297
調査研究費			51,923		89,765
委託調査費			513,358		719,478
委託計算費			97,072		348,430
営業雑経費			53,136		88,685
印刷費		49,900		83,216	
協会費		3,235		5,468	
営業費用計			1,780,901		3,330,584
一般管理費					
給料			825,549		1,363,746
役員報酬		72,320		116,319	
給料・手当		605,972		1,109,432	
賞与		147,256		137,995	
業務委託費			105,244		279,364
交際費			549		3,077
旅費交通費			16,160		51,306
事業税			5,135		15,767
租税公課			8,132		11,443
不動産賃借料			211,357		225,073
賞与引当金繰入額			41,815		76,142
役員賞与引当金繰入額			5,179		11,222
退職金			-		19,929
退職給付費用			55,464		103,207
役員退職慰労金			3,594		4,203
役員退職慰労引当金繰入額			10,050		-
固定資産減価償却費			10,613		13,021
のれん償却費			-		78,428
諸経費			70,134		217,815
一般管理費計			1,368,979		2,473,750
営業利益又は営業損失 ()			356,037		18,915

期別		第12期 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日		第13期 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日	
		科目	注記 番号	内訳	金額
営業外収益					
受取利息	* 1		562		222
受取違約金			13,026		-
為替差益			-		51,460
雑益			2,189		12,174
営業外収益計				15,778	
営業外費用					
支払利息	* 1		-		1,490
雑損失			208		3,968
営業外費用計				208	
経常利益又は経常損失 ()				340,468	
特別損失					
固定資産除却損				-	397
過年度賞与引当金繰入不足額				-	14,211
特別損失計				-	14,609
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失()				340,468	
法人税、住民税及び事業税			950		3,982
法人税等調整額			-	950	353,209
当期純利益又は当期純損失 ()				341,418	
					332,316

(3) 【株主資本等変動計算書】

第12期

自 平成21年4月 1日

至 平成22年3月31日

(単位：千円)

株主資本			
資本金	前期末残高		450,000
	当期変動額	新株の発行	450,000
		その他資本剰余金へ振替	450,000
	当期変動額合計		-
	当期末残高		450,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高		37,000
	当期変動額	新株の発行	315,000
		その他利益剰余金へ振替	344,223
	当期変動額合計		29,223
	当期末残高		7,777
その他資本剰余金	前期末残高		200
	当期変動額	その他利益剰余金へ振替	200
		資本金から振替	450,000
	当期変動額合計		449,800
	当期末残高		450,000
資本剰余金合計	前期末残高		37,200
	当期変動額		420,577
	当期末残高		457,777
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		75,500
	当期変動額		-
	当期末残高		75,500
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高		344,423
	当期変動額	剰余金の配当	-
		資本剰余金から振替	344,423
		当期純損失	341,418
	当期変動額合計		3,005
当期末残高		341,418	
利益剰余金合計	前期末残高		268,923
	当期変動額		3,005
	当期末残高		265,918
株主資本合計	前期末残高		218,277
	当期変動額		423,582
	当期末残高		641,859
純資産合計	前期末残高		218,277
	当期変動額		423,582
	当期末残高		641,859

第13期

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	7,777
	当期変動額	-
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	前期末残高	450,000
	当期変動額	企業結合による増加 1,457,867
	当期変動額合計	1,457,867
	当期末残高	1,907,867
資本剰余金合計	前期末残高	457,777
	当期変動額	1,457,867
	当期末残高	1,915,644
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	341,418
	当期変動額	企業結合による増加 492,718
		当期純損失 332,316
	当期変動額合計	825,034
	当期末残高	1,166,452
利益剰余金合計	前期末残高	265,918
	当期変動額	825,034
	当期末残高	1,090,952
株主資本合計	前期末残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	-
	当期変動額	0
	当期末残高	0
純資産合計	前期末残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691

重要な会計方針

項目	期別 第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却によっております。</p>
3．引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 役員賞与引当金 同左</p>

項目	期別 第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
<p>4 . 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>5 . その他財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>

会計方針の変更

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
	<p>（企業結合に関する会計基準等の適用） 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。</p> <p>（資産除去債務に関する会計基準） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これに伴う営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額はありません。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第12期 （平成22年3月31日現在）		第13期 （平成23年3月31日現在）	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。		* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	21,080千円	建物	31,845千円
器具備品	8,009千円	器具備品	8,567千円
* 2 関係会社項目		* 2 関係会社項目	
預金	449,400千円	預金	1,073,099千円
		関係会社借入金	300,000千円

（損益計算書関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
* 1 関係会社取引項目		* 1 関係会社取引項目	
受取利息	470千円	支払利息	1,490千円

（株主資本等変動計算書関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日					
1．発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	4,500	-	9,000	
2．配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	一株当り 配当額 (円)	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	9,000	-	-	9,000	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	一株当り 配当額 (円)	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

(リース取引関係)

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。	(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。
(2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。	(2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。
オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料
1年内 139,855千円	1年内 259,940千円
1年超 221,437千円	1年超 302,501千円
合計 361,292千円	合計 562,442千円

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

第12期
自 平成21年4月 1日
至 平成22年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。長期差入保証金は信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、総務・業務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第12期
(平成22年3月31日現在)

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科目	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	650,883	650,883	-
(2) 未収委託者報酬	630,040	630,040	-
(3) 長期差入保証金	151,154	147,695	3,459
資産計	1,432,077	1,428,618	3,459
(1) 未払手数料	313,366	313,366	-
(2) 未払委託調査費	196,124	196,124	-
負債計	509,490	509,490	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負債

(1) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	650,883	-	-	-
未収委託者報酬	630,040	-	-	-
長期差入保証金	-	151,154	-	-

追加情報

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

第13期
自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

関係会社借入金は、支払期日にその支払いを実行するため、同行の当座預金に資金を留保しており流動性リスクは担保されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第13期
(平成23年3月31日現在)

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,097,456	1,097,456	-
未収委託者報酬	1,068,576	1,068,576	-
未収運用受託報酬	269,440		
貸倒引当金(*1)	18,954		
	250,486	250,486	-
未収投資助言報酬	66,031	66,031	-
未収収益	1,011,320	1,011,320	-
未収入金	9,158	9,158	-
長期差入保証金	372,871	364,400	8,471
資産計	3,875,900	3,867,429	8,471
未払手数料	675,141	675,141	-
未払委託調査費	313,612	313,612	-
その他未払金	33,045	33,045	-
未払費用	723,575	723,575	-
関係会社借入金	300,000	300,000	-
預り敷金保証金	223,121	215,101	8,020
負債計	2,268,494	2,260,474	8,020

(*1) 未収運用受託報酬に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) その他未払金、未払費用

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 関係会社借入金

借入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,097,456	-	-	-
未収委託者報酬	1,068,576	-	-	-
未収運用受託報酬	269,440	-	-	-
未収投資助言報酬	66,031	-	-	-
未収収益	1,011,320	-	-	-
未収入金	9,158	-	-	-
長期差入保証金	140,234	232,637	-	-

（有価証券関係）

第12期 （平成22年3月31日現在）	第13期 （平成23年3月31日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日												
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務</p> <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td> <td>347,596千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td>347,596千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>55,464千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	347,596千円	(2) 退職給付引当金	347,596千円	勤務費用	55,464千円	<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務</p> <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td> <td>482,224千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td>482,224千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>103,207千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	482,224千円	(2) 退職給付引当金	482,224千円	勤務費用	103,207千円
(1) 退職給付債務	347,596千円												
(2) 退職給付引当金	347,596千円												
勤務費用	55,464千円												
(1) 退職給付債務	482,224千円												
(2) 退職給付引当金	482,224千円												
勤務費用	103,207千円												

（税効果会計関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">141,437</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">19,121</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">4,089</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">4,014</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,963</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">206,460</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">379,084</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">379,084</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	141,437	賞与引当金	19,121	役員退職慰労引当金超過額	4,089	未払費用	4,014	その他	3,963	繰越欠損金	206,460	繰延税金資産小計	379,084	評価性引当金	379,084	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	-	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">196,217</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">58,973</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">258,982</td> </tr> <tr> <td>税務上の営業権計上額</td> <td style="text-align: right;">608,298</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">9,332</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,691,188</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,822,993</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">2,822,993</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	196,217	賞与引当金	58,973	未払費用	258,982	税務上の営業権計上額	608,298	その他	9,332	繰越欠損金	1,691,188	繰延税金資産小計	2,822,993	評価性引当金	2,822,993	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	-
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	141,437																																																
賞与引当金	19,121																																																
役員退職慰労引当金超過額	4,089																																																
未払費用	4,014																																																
その他	3,963																																																
繰越欠損金	206,460																																																
繰延税金資産小計	379,084																																																
評価性引当金	379,084																																																
繰延税金資産合計	-																																																
繰延税金負債	-																																																
繰延税金資産の純額	-																																																
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	196,217																																																
賞与引当金	58,973																																																
未払費用	258,982																																																
税務上の営業権計上額	608,298																																																
その他	9,332																																																
繰越欠損金	1,691,188																																																
繰延税金資産小計	2,822,993																																																
評価性引当金	2,822,993																																																
繰延税金資産合計	-																																																
繰延税金負債	-																																																
繰延税金資産の純額	-																																																

（企業結合等関係）

<p style="text-align: center;">第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日</p>
<p>該当ありません。</p>	<p>（吸収合併） ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年5月12日付で合併契約を締結し、平成22年5月12日に開催した取締役会の承認をもって、平成22年7月1日に合併いたしました。</p> <p>（1）企業結合の概要 1）結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>2）企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併</p> <p>3）企業結合後の名称 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併後の新商号：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）</p>

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
	<p>4) 取引の概要</p> <p>本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。</p> <p>(2) 実施する会計処理の概要</p> <p>当該合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p>

（資産除去債務関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
	当社は建物等の賃借契約において、建物等の所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しておりますが、当社が退去時における原状回復に係る義務を有していないため、資産除去債務を計上しておりません。

（セグメント情報等）

第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日				
（セグメント情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
（関連情報）				
1．製品及びサービスごとの情報（単位：千円）				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業 収益	3,804,714	808,306	1,172,399	5,785,419
2．地域ごとの情報				
(1) 営業収益（単位：千円）				
	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
日本	731,661	277,934	317,288	5,785,419
4,458,536				
（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。				
3．主要な顧客ごとの情報（単位：千円）				
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
BNPパリバ ブラジル株式オープン	1,056,553		なし	
BNPパリバ・インベストメント・ パートナーズ・ルクセンブルグ	731,661		なし	
（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(関連当事者関係)

1 . 関連当事者との取引

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,369百万 ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入 (注1)	-	預金	449,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセット マネジメント ブラジル	Comissao de Valores Mobiliarios	2,369百万 レアル	資産 運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払 (注2)	331,610	未払 委託 調査費	144,534

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2) 委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

2 . 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

第13期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,397百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	-	預金	1,073,099
							資金の借入（注1）	1,200,000	関係会社借入金	300,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメントブラジル	Avenida Presidente Juscelino Kubitschek, n. 510, 14th floor, São Paulo. SP. Brazil. CEP n.º 04543-906	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払（注2）	340,318	未払委託調査費	120,626
親会社の子会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	33, rue de GasperichL - 5826 Howald - Hesperange	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入（注3）	15,641	未収運用受託報酬	2,642
							その他営業収益の受入（注3）	716,020	未収収益	654,158
							業務委託費の支払（注3）	573	未払費用	573
親会社の子会社	BNPパリバ証券会社東京支店	東京都千代田区丸の内1-9-1	795億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入（注3）	223,121	預り敷金保証金	223,121

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2) 委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

(注3) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4) 上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

（ 1株当たり情報）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
1株当たり純資産	71,317円	1株当たり純資産	141,632円
1株当たり当期純損失	43,272円	1株当たり当期純損失	36,924円
損益計算書上の当期純損失	341,418千円	損益計算書上の当期純損失	332,316千円
1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る当期 純損失	341,418千円	1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る当期 純損失	332,316千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数・普通株式	7,890株	期中平均株式数・普通株式	9,000株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額 については、新株引受権付社債及び転換社債型新 株引受権付社債を発行していないため記載して おりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額 については、新株引受権付社債及び転換社債型新 株引受権付社債を発行していないため記載して おりません。	

（重要な後発事象）

<p style="text-align: center;">第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日</p>												
<p>（吸収合併） ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメン ト株式会社とフォルティス・アセットマネジメン ト株式会社は平成22年5月12日付で吸収合併契約 を締結しております。</p> <p>（1）企業結合の概要 1）結合当事企業の名称及びその事業内容</p> <p>結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネ ジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサル タント業務</p> <p>被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式 会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサル タント業務 事業の規模 被結合企業の直前期（平成21年12月期）の概要</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">営業収益</td> <td style="text-align: right;">3,618,439千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当期純損失</td> <td style="text-align: right;">96,515千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">総資産額</td> <td style="text-align: right;">3,661,567千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">総負債額</td> <td style="text-align: right;">1,838,461千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">純資産額</td> <td style="text-align: right;">1,823,106千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員数</td> <td style="text-align: right;">59名</td> </tr> </table> <p>2）企業結合日 合併効力発生日については、平成22年7月1日を 予定しております。</p> <p>3）企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ・アセットマネジメン ト株式会社を存続会社とする吸収合併</p>	営業収益	3,618,439千円	当期純損失	96,515千円	総資産額	3,661,567千円	総負債額	1,838,461千円	純資産額	1,823,106千円	従業員数	59名	<p>該当ありません。</p>
営業収益	3,618,439千円												
当期純損失	96,515千円												
総資産額	3,661,567千円												
総負債額	1,838,461千円												
純資産額	1,823,106千円												
従業員数	59名												

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
<p>4) 企業結合後の名称 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式 会社</p> <p>5) 取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー ・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株 式会社の日本における事業展開を更に加速するた め、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー ・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株 式会社を存続会社とする吸収合併を行う予定で す。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増 加はありません。</p> <p>(2) 実施する会計処理の概要 当該合併は、「企業結合に関する会計基準」(企 業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企 業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する 適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成 20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引とし て会計処理を行う予定です。</p>	

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第14期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
流動資産			千円
預金			984,014
前払費用			31,700
未収委託者報酬			747,856
未収運用受託報酬			263,979
未収投資助言報酬			137,696
未収収益			716,566
未収入金			143,072
立替金			2,039
流動資産計			3,026,926
固定資産			
有形固定資産	* 1		
建物			143,238
器具備品			3,063
有形固定資産計			146,302
無形固定資産			
ソフトウェア			2,509
のれん			200,428
無形固定資産計			202,938
投資その他の資産			
長期差入保証金			232,505
その他			7,001
投資その他の資産計			239,506
固定資産計			588,747
資産合計			3,615,673

期別		第14期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
負債の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
流動負債			千円
預り金			44,543
未払手数料			439,153
未払委託調査費			253,319
その他未払金			71,016
未払費用			776,465
未払法人税等			22,060
未払消費税等	* 2		7,879
賞与引当金			214,148
役員賞与引当金			48,403
流動負債計			1,876,989
固定負債			
退職給付引当金			359,439
役員退職慰労引当金			142,483
預り敷金保証金			223,121
資産除去債務			51,771
固定負債計			776,815
負債合計			2,653,805
純資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
株主資本			
資本金			450,000
資本剰余金			
資本準備金		7,777	
その他資本剰余金		1,907,867	
資本剰余金合計			1,915,644
利益剰余金			
利益準備金		75,500	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,479,276	
利益剰余金合計			1,403,776
株主資本合計			961,868
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			0
評価・換算差額等合計			0
純資産合計			961,868
負債・純資産合計			3,615,673

(2) 中間損益計算書

期別		第14期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額
営業収益			千円
委託者報酬			1,568,879
運用受託報酬			387,920
投資助言報酬			96,946
その他営業収益			623,344
営業収益計			2,677,090
営業費用			
支払手数料			823,751
広告宣伝費			6,132
調査研究費			35,379
委託調査費			310,221
委託計算費			108,693
営業雑経費			23,124
印刷費		20,290	
協会費		2,834	
営業費用計			1,307,302
一般管理費			
給料			600,586
役員報酬		39,416	
給料・手当		561,169	
業務委託費			390,721
交際費			452
旅費交通費			31,086
租税公課			13,003
不動産賃借料			131,826
賞与引当金繰入額			124,717
役員賞与引当金繰入額			43,041
退職金			22,090
退職給付費用			37,683
役員退職慰労引当金繰入額			1,450
固定資産減価償却費	* 1		5,884
のれん償却費			52,285
諸経費			160,829
一般管理費計			1,615,660
営業利益又は営業損失()			245,871
営業外収益			
受取利息			4
営業外収益計			4
営業外費用			
支払利息			162
為替差損			52,635
雑損失			5,060
営業外費用計			57,858
経常利益又は経常損失()			303,725
特別損失			
固定資産除却損			7,197
特別損失計			7,197
税引前中間純利益又は税引前中間 純損失()			310,923
法人税、住民税及び事業税			1,899
法人税等調整額			-
法人税等合計			1,899
中間純利益又は中間純損失()			312,823

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第14期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)		
株主資本		
資本金	当期首残高	450,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	7,777
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	7,777
その他資本剰余金	当期首残高	1,907,867
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高	1,915,644
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	1,915,644
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	75,500
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	1,166,452
	当中間期変動額	
	中間純利益又は中間純損失 ()	312,823
	当中間期変動額合計	312,823
	当中間期末残高	1,479,276
利益剰余金合計	当期首残高	1,090,952
	当中間期変動額	312,823
	当中間期末残高	1,403,776
株主資本合計	当期首残高	1,274,691
	当中間期変動額	312,823
	当中間期末残高	961,868
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	0
	当中間期変動額	0
	当中間期末残高	0
純資産合計	当期首残高	1,274,691
	当中間期変動額	312,823
	当中間期末残高	961,868

重要な会計方針

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却にしております。</p>
3．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員への退職金の支払に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
5．その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

（追加情報）

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第14期中間会計期間末 （平成23年9月30日現在）
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 建物 5,207千円 器具備品 7,911千円
* 2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しておりません。

（中間損益計算書関係）

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
* 1 減価償却実施額 有形固定資産 5,343千円 無形固定資産 477千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日				
1．発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
普通株式	9,000	-	-	9,000
2．配当に関する事項 該当事項はありません。				

（リース取引関係）

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
1．ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。	
2．オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料	
1年内	201,667千円
1年超	201,667千円
合 計	403,335千円

（金融商品関係）

第14期中間会計期間末
（平成23年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。（単位：千円）

科 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	984,014	984,014	-
未収委託者報酬	747,856	747,856	-
未収運用受託報酬	263,979	263,979	-
未収投資助言報酬	137,696	137,696	-
未収収益	716,566	716,566	-
未収入金	143,072	143,072	-
長期差入保証金	232,505	229,961	2,544
資産計	3,225,691	3,223,147	2,544
未払手数料	439,153	439,153	-
未払委託調査費	253,319	253,319	-
その他未払金	71,016	71,016	-
未払費用	776,465	776,465	-
預り敷金保証金	223,121	220,577	2,544
負債計	1,763,075	1,760,531	2,544

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

（1）預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

（5）未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（6）その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 金	984,014	-	-	-
未収委託者報酬	747,856	-	-	-
未収運用受託報酬	263,979	-	-	-
未収投資助言報酬	137,696	-	-	-

未収収益	716,566	-	-	-
未収入金	143,072	-	-	-
長期差入保証金	-	232,505	-	-

(有価証券関係)

第14期中間会計期間末
(平成23年9月30日現在)

重要性が低いため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

第14期中間会計期間末
(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	- 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	51,707千円
時の経過による調整額	63千円
当中間会計期間末残高	51,771千円

（セグメント情報等）

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日				
（セグメント情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
（関連情報） 1．製品及びサービスごとの情報				
（単位：千円）				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,568,879	484,866	623,344	2,677,090
2．地域ごとの情報				
(1) 営業収益				
（単位：千円）				
日本	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
1,954,223	318,856	225,396	178,615	2,677,090
（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。				
3．主要な顧客ごとの情報				
（単位：千円）				
顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名		
BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	390,517	なし		
BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	318,856	なし		
（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

（1株当たり情報）

第14期中間会計期間	
自 平成23年4月 1日	
至 平成23年9月30日	
1株当たり純資産額	106,874円
1株当たり中間純損失	34,758円
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	312,823千円
普通株式に係る中間純損失	312,823千円
普通株主に帰属しない金額	-
期中平均株式数	普通株式 9,000
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成23年9月末現在

再信託受託会社：

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成23年9月末現在

投資顧問会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社	10百万円	金融商品取引法に定める投資助言・代理業を営んでいます。

平成23年3月末現在

販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
エース証券株式会社	8,831百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

平成23年6月末現在

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。
- (2) 投資顧問会社：当ファンドの投資顧問会社として、運用に関する情報提供および投資助言等を行います。
- (3) 販売会社：当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社：該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」、「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
2. 目論見書の表紙等に、次の事項を記載することがあります。
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・届出の効力に関して、届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨、及び当該請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきである旨
 - ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に投資者の意向を確認する旨
 - ・投資信託の財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されている旨
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号、委託者が運用する投資信託財産の合計純資産総額
 - ・委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案、ファンドの形態や基本的性格等
 - ・委託会社の電話番号、受付時間、ホームページアドレス等
3. 届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
4. 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリングオフに関する事項を記載することがあります。
5. 請求目論見書の巻末に、投資信託約款を添付することがあります。
6. 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新されることがあります。
7. 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月12日にフォルティス・アセットマネジメント株式会社と吸収合併契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年12月21日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエース新小型成長株オープンの平成23年4月29日から平成23年10月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エース新小型成長株オープンの平成23年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月24日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月21日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。